

事務連絡
平成20年7月8日

都道府県
各 指定都市 障害福祉施設整備担当 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者ケアホーム等における消防設備の整備について

障害者ケアホーム及びグループホーム（以下、「障害者ケアホーム等」という。）の整備につきましては、7月4日付で、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者就労訓練設備等整備事業の追加協議を求めるこことしたところです。

本協議におきましては、去る6月2日に発生した神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等の火災発生を踏まえ、消防法令上必要とされる消防設備（施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等。以下、同じ。）を優先的に採択することとしておりますので、積極的な活用方よろしくお願ひします。

なお、障害者ケアホーム等における消防設備の整備につきましては、原則として、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者就労訓練設備等整備事業において補助を行うこととしているところですが、入居者の安全確保を早急に図る観点から、各都道府県においてこれら事業により難いと判断する場合は、障害者自立支援基盤整備事業（交付金事業）の「ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事」（別紙参照）として補助対象として差し支えありません。

⑨ 障害者自立支援基盤整備事業

1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
- ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

※ただし、②（ケアホーム等のバリアフリー化等に必要な改修工事）については、平成20年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び障害者就労訓練設備等補助金の補助対象とする予定であるため、平成20年度からは原則として本事業の対象外とする。

【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ③ その他基盤整備対策に資する増築工事

(3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内

(ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、改修の③は5,000千円以内)

3 補助割合 定額(10／10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係（施設整備担当）